下田市告示第24号

　下田市感震ブレーカー整備費補助金交付要綱を次のように定める。

　　平成31年３月７日

下田市長　福井　祐輔

 　　　下田市感震ブレーカー整備費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地震発生時において電気を起因とする火災の発生を住民自らが防止し、被害の減少並びに市民及び地域の防災力を向上させることを目的とし、感震ブレーカーの設置をする者に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において「感震ブレーカー」とは、一般社団法人日本配信システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付２）の規格で定める構造及び機能を有するものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　市内に住宅又は併用住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものをいう。以下同じ。）を所有し、又は居住する個人で、当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとする者。ただし、賃貸目的の住宅である場合には、当該住宅の居住者が所有者又は管理者の承諾を受けて設置する場合に限る。

（２）　市内に自らが居住するための住宅又は併用住宅を新築する個人で、当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとする者

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、感震ブレーカーの設置に要する経費のうち、感震ブレーカーの購入費及び設置工事に要する経費とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の３分の２以内の額とし、ブレーカー１箇所につき５万円を限度とする。

２ 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、感震ブレーカー整備費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）　感震ブレーカーの設置場所が確認できる写真又は図面

（２）　補助対象経費の見積書の写し。ただし、第３条第２号に該当する者は除く。

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　申請は、住宅又は併用住宅１戸（集合住宅の場合は、１区画）につき１回限りとする。ただし、当該住宅又は併用住宅の所有者又は居住者が変わり、設置されていた感震ブレーカーの耐用年数が経過していたときは、この限りではない。

（交付の決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するとともに、感震ブレーカー整備費補助金交付決定（却下）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（変更、中止又は廃止の承認申請）

第８条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業を変更（補助対象経費の変更を含む。）し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ感震ブレーカー整備事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第３号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更、中止又は廃止の承認）

第９条　市長は、前条の規定により承認の申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、その内容を承認するときは、感震ブレーカー整備事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第４号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び請求）

第10条　交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、感震ブレーカー整備事業完了実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）　感震ブレーカーの設置後写真

（２）　補助対象経費に係る領収書の写し。ただし、補助対象経費の内訳が確認できるもの

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（４）　感震ブレーカー整備費補助金交付請求書（様式第６号）

（補助金の額の確定）

第11条　市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、感震ブレーカー整備費補助金交付確定通知書（様式第７号）により交付決定者に通知するものとする。

（雑則）

第12条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

　この告示は、平成31年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

感震ブレーカー整備費補助金交付申請書

年 月 日

下田市長

〒 －

住所

（ﾌﾘｶﾞﾅ）

申請者 氏名 　　 　　 印

電話

　　下田市感震ブレーカー整備費補助金交付要綱第６条の規定により、感震ブレーカー整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

　　なお、この申請に当たり、審査に必要となる住民情報その他最低限の個人情報について、市が調査することに同意します。

１　設置予定製品等について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 購入・設置予定製品 | メーカー名 |  |
| 製品番号等 |  |
| 購入・設置に要する金額（税込み。単位：円） |  |
| 申請金額（単位：円）【上記金額の2／3の額。千円未満切捨て】 |  |
| 着工／完了予定（年月日） | ／ |

２　設置場所について

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | 　下田市 |
| 区　　分 | 1. 持ち家（　戸建て　・　集合　）　② 借家（　戸建て　・　集合　）
 |

３　所有者又は管理者の承諾（２の区分で②借家の場合のみ記入）

|  |
| --- |
| 私が所有又は管理する家屋に、上記器具を設置することを承諾します。年　　月　　日所有者又は管理者：住所氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

４　関係書類

（１）感震ブレーカー設備を取り付ける箇所の写真又は図面

（２）補助対象経費の見積書の写し

（３）その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

様式第２号（第７条関係）

第　 　 号

年 　月　 日

様

下田市長 　　　　　　　　印

感震ブレーカー整備費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった感震ブレーカー整備費補助金について、下田市感震ブレーカー整備費補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり交付を決定（却下）したので通知します。

１ 交付決定額 　　　　　　　　　　　　円

２ 交付の条件（却下の理由）

＜教示＞

この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に下田市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは，この処分があったことを知った日の翌日から起算６箇月以内に限り，下田市を被告として（訴訟において下田市を代表する者は下田市長となります。）提起することができます。（なお，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても，この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

また，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に審査請求をした場合には，この処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であれば，提起することができます。（なお，その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても，その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第３号（第８条関係）

感震ブレーカー整備事業（変更・中止・廃止）承認申請書

年 　月　 日

下田市長

〒 －

住所

（ﾌﾘｶﾞﾅ）

申請者 氏名 　　　　　　　　 印

電話

年　　月　　日付け　　　　第　　号で感震ブレーカー整備費補助金の交付決定を受けましたが、下田市感震ブレーカー整備費補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり（変更・中止・廃止）の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１ 変更・中止・廃止の内容

２ 変更・中止・廃止の理由

３ 交付決定額　　　　　　　　　　　　円

様式第４号（第９条関係）

第 号

年 月 日

様

下田市長 　　　　　　　 印

感震ブレーカー整備事業（変更・中止・廃止）承認通知書

年　　月　　日付け　　　第　　号で決定した感震ブレーカー整備事業の（変更・中止・廃止）については、下田市感震ブレーカー整備費補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

１ 承認の内容

２ 交付決定変更

様式第５号（第10条関係）

感震ブレーカー整備事業完了実績報告書

年 月 日

下田市長

〒 －

住所

（ﾌﾘｶﾞﾅ）

申請者 氏名 　　　　　　 印

電話

年　　月　　日付け　　　第　　号により補助金の交付決定通知を受けた感震ブレーカー整備事業が完了したので、下田市感震ブレーカー整備費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

１ 事業完了年月日　　　　　　年　　月　　日

２　交付決定額　　　　　　　 　　　　　円

３　関係書類

（１）　感震ブレーカーの設置後写真

（２）　補助対象経費に係る領収書の写し。ただし、補助対象経費の内訳が確認できるもの

（３）　感震ブレーカー整備費補助金交付請求書（様式第６号）

（４）　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

様式第６号（第10条関係）

感震ブレーカー整備費補助金交付請求書

年 月 日

下田市長

〒 －

住所

（ﾌﾘｶﾞﾅ）

申請者 氏名 　 　　　　印

電話

下田市感震ブレーカー整備費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

１　請 求 金 額　　　　　　　　　　　　　円

２　振　込　先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振　込　先　金　融　機　関 | 金融機関名 |  |
| 店名 |  |
| 口座の種別 | 普通　・　当座　（該当を○で囲む） |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |

様式第７号（第11条関係）

感震ブレーカー整備費補助金交付確定通知書

第 号

年 月 日

様

下田市長 　　　　　　　　　印

年　　月　　日付け　　　第　　号で決定した感震ブレーカー整備事業費補助金について、下田市感震ブレーカー整備費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり交付を確定したので通知します。

　なお、請求のありました補助金については、事務手続終了後に指定の口座に振り込みますので御確認ください。

１ 交付確定額　　　　　　　　　　　　円